

定例会議の開催状況

第1 開催日時

令和5年9月7日（木） 午後0時50分～午後3時50分

第2 開催場所

公安委員会室

第3 出席者

1 公安委員会

上枝委員長、岡委員、大石委員

2 警察本部

本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、
首席監察官、情報通信部長、地域監、公安委員会補佐官

第4 委員説示

委員から、「令和5年度全国警察剣道選手権大会が開催され、当県警察職員がベスト16入りを果たしたことは、全国警察に香川県警察の存在を示したのではないかと思う。また、香川県警察は、全国警察の中で規模が小さい方であり、予算や人員も限られているが、業務に工夫を凝らし、何事も組織全体のチームワークで取り組んでいくことが大切だと思う」旨の発言がなされた。

第5 報告事項

1 初任科第93期（短期課程）卒業式の挙行について

県警察から、初任科第93期生（短期課程）30人は、県警察学校における6か月間の初任教養を修了し、9月26日をもって卒業する。卒業後は、警察署に配属され、採用時教養の一環として、職場実習を行う旨の報告がなされた。

委員から、「30人がそろって、厳しい警察学校の訓練等を乗り越えて卒業するというのは喜ばしいことである。生徒の指導に当たった警察学校の教官等にも感謝申し上げる」旨の発言がなされた。

2 運転免許取得者等教育等を行う自動車教習所の認定について

県警察から、指定自動車教習所2校から、同所が行う高齢運転者の免許更新時に必要な高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査に係る認定の申請がなされ、審査の結果、いずれの要件にも適合していることから、それぞれ認定した旨の報告がなされた。

委員から、「県内の自動車教習所が実施する運転技能検査については、教習所によって受験者に不公平感が出ないように公平性を保って実施させるようにしていただきたい」旨の発言があったほか、委員から、「香川県の東と西の端にそれぞれ認定講習等を行う教習所ができたということは、県民にとって便利になったということなのか」旨の質問がなされ、県警察から、「委託講習等から認定講習等に代わることで、認定講習等を行う教習所では、高齢者講習等の受入枠が設定され、受講希望者が教習所に繁忙期であることを理由に断られることが減り、高齢者講習等を受講しやすくなることから、県民の利便性が高まったといえる」旨の説明がなされた。

第6 決裁

自動車運転代行業者の認定の取消しに係る聴聞の実施について

第7 その他

1 自動車運転代行業者の認定の取消しに係る聴聞の実施について

県警察から、自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律に基づき、欠格要件に該当することとなった自動車運転代行業者について、認定の取消しのため聴聞を実施する旨の説明がなされ、審議の上、決裁した。

2 警察学校給食調理業務の委託業者による業務不履行について

県警察から、警察学校の給食調理を委託している業者が、9月1日から業務不履行となっていることについて、その概要と今後の対応について説明がなされた。

3 運転免許の取消し等の審議について

県警察から、運転免許の取消し等に係る意見の聴取等について報告がなされ、審議の上、処分内容を決定した。

4 行政処分の状況について

県警察から、令和5年7月分の運転免許に係る行政処分の状況について報告がなされた。